

就労を認めず 生活保護却下

千葉市

人工透析のガーナ国籍男性

慢性腎不全などを患うガーナ国籍のシモン・シアウ・クワクさん(31)が昨年12月、生活保護申請を却下されたのは違法だとして、却下処分を取り消しと保護の開始を求めて千葉市を提訴しました。週3回の人工透析が必要なため治療を目的とした在留資格を得ていますが、就労が認められていません。保護が受けられなければ治療費が負担できず、訴状は「死を言い渡すに等しい」と訴えます。(小椋花恵)

千葉市を提訴



介護施設で調理するシモンさん(11月21日、千葉市内)

「死を言い渡すに等しい」

患ができなくなって部屋からはい出し、隣人に助けを求めました。救急搬送されて人工透析に至りました。

募金では限界

働けなくなり、18年に解雇されました。透析には呼吸困難で自分で病院に行ったり救急搬送されたりを繰り返しました。透析費を見かねた病院はいったん緊急透析をするものの、治療費が払えないため継続を拒否。次々と病院を変えたといいます。治療中に過死(ネシ)した経験を切実。今はチェーンで排尿しています。

支援団体の援助を受けながら生活していますが、セシオンターで社会福祉士の卒業生シアウさんは「募金などにも限度があり、長期間維持するのは難しい」と話します。昨年1月、シアウさんは居住する千葉市に生活保護を申請しましたが、却下された。日本国民

ではないことなどが理由です。訴訟代理人を務める及川智彦弁護士は「生存権は全ての人に保障されるべき基本的人権。困っている人がいたら給付する義務がある」と主張しています。

就労可求める

一方でシアウさんは、在留許可の条件を「就労可」に変更するよう出入国在留管理庁に求めています。入管庁に就労の可否判断の基準を質問しましたが、3日時点で回答はありません。在留資格は3カ月ごとの更新手続きが必要ですが、申さんによると、更新費用や交通費、添付の診断書の発行も本人負担です。「医療を受けるとだけ認められてもいついかならない」と憤ります。

働いていた日本で小さな事業を営むことがシアウさんの夢。現在は同市内の高齢者・障害者介護施設で週3日、無給で調理を掃除をしています。施設の代表者は「真面目な仕事覚えが早い。遅刻もなし」と評価しています。

シアウさんは「透析をしていけば体調はいい。治療費を心配せずに生活を立て直して、働いて資金をためたい」。申さんは「希望を持って来日しても病気になることも多い」と述べ、給付の必要性を訴えています。